

富山から考えるハンセン病問題～病そのものとは別の苦しみ～

新たなスタート地点に立って



2019.12.28
51

願いから動きへ

この度の第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会には、350名を超える方が参加くださいました。私は、この日を目指して3年ほど前から歩みだし、積んだり崩したりの繰り返しの中でテーマや趣旨文を作り上げてきました。また、富山・高岡両教区の全13組に出向いて「ハンセン病問題出前基礎講座」を開催してきました。各組に出向いたことで、多くの方に心をもつていただきました。組長さんが沢山の方々にお声掛けをいたいたおかげと思います。基礎講座では、「あなた自身のハンセン病回復者の方との出会いが聞きたかった」という厳しい声もいただきました。そういう取り組みの中、集会のイメージができあがり、交流集会をゴールと目指して歩んできました。

交流集会のテーマの「富山から考えるハンセン病問題」は、ハンセン病の療養所がない富山県においてハンセン病問題を考えようということでした。が、同時に富山で起きたイタイイタイ病の問題を通してハンセン病問題を、またハンセン病問題の視線でイタイイタイ病のことを考えようということでもありました。

ハンセン病問題は療養所のある場所だけの、またはハンセン病を患つた方

だけの問題では決してありません。「無らい県運動」の中、「ハンセン病は恐ろしい病気、伝染しやすい病気」と国に刷り込まれ、偏見・差別の眼差しを身につけてしまい、必要のない強制隔離を手助けしてきたり、療養所に隔離されたままいる人たちを忘れている私たちの問題です。

今回の交流集会で多くの教区の方と関わりがもて、各地からたくさんの方々に参加していただきました。ハンセン病問題を知つていただく契機になりました。しかし、どれだけ多くの人に「私」の課題として理解してもらえたのか。どれだけの方に私の課題として一緒に歩んでもらえるようになつたのか。これから富山で、ハンセン病問題を一緒に考えてくれる人とのよううに歩んでいけるのか。そういう課題が浮き彫りになつてきました。この交流集会はやはりゴールではなくて、新たなスタートをする、「リスタート地点」だと思います。それは自分を確かめる地点であり、何度も通つていかなればならない大事な通過点だと感じます。多くの方々との通過点を何度も通りながら、自分を確かめていきたいものです。

第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会
実行委員長（高岡教区） 青井和成

****座談の視点**** ハンセン病家族訴訟判決は、患者の「家族」に対する国の責任を認め、さらに厚生労働大臣、法務大臣、文部科学大臣の偏見差別除去責任を明確に認めたところに大きな意義があります。地域社会に今も残るハンセン病に対する市民の偏見差別の根強さも、ある意味では国の政策が原因だといえます。しかしこの理不尽な被害と加害の歴史を、私たち一人ひとりが認識し乗り越えていこうではありませんか。

『願いから動きへ ネットワークニュース』の一面は、同朋会などでご活用いただけるように構成や内容を検討し、様々な視点から課題を提起してまいります。ぜひコピーなどしていただき、同朋会などの座談の場でご活用ください。

ハンセン病家族が 声をあげる

—ハンセン病家族訴訟—

東北学院大学准教授 黒坂愛衣 氏



実名を出しているのはわずか数人。それは差別を恐れてのことです。今なお、自分の身内にハンセン病の人がいたとわかると差別をされる、そういう社会が現在も続いているということをこの家族の方々の姿は物語っています。

はじめに

ハンセン病家族訴訟は、親きょうだい等がハンセン病だった「家族」のひとたちが国を訴えた裁判です（2016年春、熊本地裁に提訴）。今年6月28日に原告勝訴の判決が出ました。私は2004年からハンセン病回復者や家族の方々から人生体験の聞き取りを始め、2015年に『ハンセン病家族たちの物語』（世織書房）を上梓しています。この家族訴訟では専門家証人として証言台に立ちました。

今日のお話を通して、みなさんにお伝えしたいのは次の3つです。——ハンセン病回復者やその家族の方々など、差別の対

被害を語る難しさ

北海道から沖縄まで561人もの方々が原告として名のりをあげました。しかし、

象とされてきた人々にとって、社会に対して声をあげる、被害を訴える声をあげるというのはいかに難しいか。しかしながら同時に、その声があげられたとき、当事者の声は社会を変える大きな力をもつているとということ。そして、かれらが声をあげられるかどうかは、排除をしてきた、差別をして

てきた、あるいはそういう歴史を忘れてきた社会の側、差別する側の人間が、どれだけかれらの声に耳を傾けることができるか、それにかかっているということです。

大変驚いたのは、差別が決して過去のものになつていないことです。原告に30代前半の姉妹がいます。父親がハンセン病でした。そのことを母親から聞いたのは、彼女たちが中高生の頃で、2001年の「ハンセン病違憲国賠訴訟」に勝訴した頃です。

結婚後、父親がハンセン病だったとそれぞれが夫に話すのですが、姉妹とも離婚に至つてしましました。「らい予防法」が廃



熊本地裁前での門前集会。「思いよ届け！」

止されて30年以上が経ち、2001年の「国賠訴訟」で勝訴したにもかかわらず、現在も差別が生き続いているという現実があります。

多くの原告は、差別から身を守るために、親きょううだいがハンセン病だった事実を周囲に隠して生きてこられていました。嘘をつき続けたり、友達を作らないようにしたり、さまざまな苦労がありました。このよう

な被差別の苦しみを病気になつた肉親のせいだと考え、親きょううだいを恨んで生きてきた、ずっと遠ざけてきたという原告も少なくありません。本当の親を、なぜ遠ざけて生きてこなければならなかつたのか、

と悔やみ、それが裁判をする動機であつたと語る方々がいます。幼いときの辛い思いを封印して生きてきたという方々も、たくさんいます。「嫌なことは早く忘れない。前を向かないと生きていけなかつた。だから今回「あなたの被害は何でしたか?」と弁護士さんに聞かれても、初め

はよく分からなかつたし、答えられなかつた」という方が何人もいます。何度もやりとりをするうちに、今まで自分が経験してついたことは差別だつた、被害だつたと思

至つていく。自分自身に對してさえ封印してきた過去の辛い体験は、それを聞いてくれる人が現れたとき、初めて語り始めることができるのです。

裁判から見えてきた これから課題

家族訴訟の判決では、患者だけでなく家族もまた、隔離政策の被害を受けてきたことが認められました。国は控訴せず、法的責任を認めました。判決文では「偏見差別除去義務」という、国には差別をなくす義務があつたにもかかわらず、それを怠つていたということが書かれました。厚労省と国会議員だけではなく、法務省と文科省にも責任があつたとされました。これはとて

てもよかつた。

一方で、賠償金額は非常に低かつたんですね。原告側は一人あたり550万円を請求していましたが、判決では原告がグループ分けされ、一番高い人たちでも143万円。原告の約3分の2の人たちは33万円です。

しかも20人は請求棄却。メディアでは「勝訴」として大きく報道されましたけれども、「私のこれまでの人生というのはたつたこれだけなのか」とショックを受けた原告の方もいます。

今後の課題は、被害回復制度がどうなるか。原告の方々だけでなく、差別を恐れて原団になれなかつた方々も当然いると原告団や弁護団は考えています。ですので、裁判に参加できなかつた人たちも含めて、家族に対して一律の補償を国に求めています。

また、実際に差別してきたのは私たち市民の側だという事実を真摯に受け止めなければなりません。裁判に勝つて安倍首相は謝罪したけれども、「私はハンセン病の家族でした」ということを周りの人に話せない」と、今なお多くの原告の方々が感じているという現実は変わっていません。

家族の方々が「うちの父ちゃんはハンセン病だつたよ」と普通に話せる、そのような地域社会の人間関係をどうやつて作つていいのかが、大きな課題になつていています。家族の方々の声、あるいはハンセン病回復者の人たちの声を、今日はたくさん吸収して、それぞれの地域にもつて帰つていただければと思います。

（抄録）

ショートレクチャヤー 声に聴く

ハンセン病家族訴訟原告や回復者、イタイイタイ
病被害者家族の方から「声に聴く」と題して、お一人おひとりのこれまでの歩みをお話しいただきました。

ハンセン病家族訴訟原告の メッセージ

ハンセン病家族訴訟原告団長 林力さん
(当日は体調不良のためメッセージの代読になりました)

6月28日、熊本地方裁判所はハンセン病強制隔離政策によって、患者本人だけではなく、その家族も差別被害を受けたことを認める判決を下した。隔離の壇の中で生涯を終えた父の唯一の願いは父を隠し続けることだと、何通もの手紙を送ってきた。そして私は父を亡き者とした。後年、解放教育に出会い、幸いにして父のことを公にして生きてくることができたが、未だ黙して語ることのできない家族が大勢いる。判決が確定した今も、原告に「まだ、語れないと言わせる熾烈な経験、そして「排除」する社会の目が歴然として横たわっている。勝訴判決確定というまたとない機会を捉え、逃さず、家族がハンセン病患者だったことを、茶飲み話で語ることのできる社会にしていかなければならぬ。

イタイイタイ病被害者家族 小松雅子さん
祖母は意識が薄れていく中でも「イタイ」と大きな声で叫んで亡くなつていきました。痛みから解放されたのが死というあまりにもはない生涯となりました。苦しみは患者だけに留まらず、家庭全体にものしかかりました。差別偏見から、地域の絆さえも破壊されました。「眞実を真実として語り継いでほしい」と言い残した父(小松義久さん・イタイイタイ病対策協議会初代会長)の言葉の重さを感じながら、二度とこのような惨禍を繰り返さないためにもイタイイタイ病の教訓を継承し発信することを私の使命として担つてまいります。



イタイイタイ病の教訓を 生かすために

イタイイタイ病対策協議会会長 高木勲(くにひろ)さん

昨日イタイイタイ病患者さんが一人亡くなられ、ご存命の方は3名となりました。神岡鉱業への立ち入り調査は(1972年の完全勝訴から)2021年に50回目を迎えますが、これを通過点としてこれからも神通川の水と富山平野の安全安心を守るために続けていきたいと思います。企業と私たちの「緊張感ある信頼関係」を維持していく、そのことが結果的には患者団体だけではなく、地域のために貢献する部分であると思っています。



ハンセン病回復者・退所者 からのメッセージ

駿河療養所 小鹿美佐雄さん

「終の棲家としては淋しい」。こう語られたのは、終戦間近の1945年6月、国立としては最も新しく開所された駿河療養所の現自治会長・小鹿美佐雄さんです。現在、同療養所は医療・療養所運営の要である所長が不在(多磨全生園と兼任)、医師・看護師不足というまさに医療体制の貧困の中にあります。療養所の将来構想も定まらず、平均年齢85歳、入所者47人がこの現状で安心して過ごせるのか、不信感は拭えないと小鹿さんは話します。

「これらの問題は私たちだけでは考えられない」と、この駿河を故郷として生きしていくことを選び、歩んでこられたからこそ切実な訴えでした。

退所者 宮良正吉さん

「退所者・非入所者の苦しみは今も根強く続いているということです」と、関西退所者の会「いのちの会」会長の宮良正吉さんは「病そのものは別の苦しみ」が存在することを話されました。また、再発の不安や後遺症治療では一般医療機関で診察してもらえない。結果、再入所を余儀なくされてしまします。決して退所したその心深くには、目に見えない苦しみを抱えながらの生活があるのです。そのために、人と人の交流や医療機関同士のネットワークづくりが必要であることを語されました。

ハンセン病問題

ふるさとネットワーク富山

ハンセン病回復者や家族の差別の歴史と現実に学び相互連携を深め、ハンセン病問題の速やかな解決をはかることを目的として活動されています。しかしながら社会には偏見や差別が残っていることから、いのちや尊厳・人権・歴史的事実を謙虚に学ぶこと、運動を広げ、若い人たちへ現代を生きる私たちの問題であると伝えていくこと、市民団体だけではなく身近な行政の方と運動



石川丈夫さん

を作り上げていくことが大切だと述べられました。差別のない誰もが安心して暮らせる富山が願いであります。若い人を含めて多くの人と一緒に活動を広げていきましたと訴えられました。

松丘保養園（青森）の元気な人も、高齢になって自由に行き来ができなくなった。もう残された時間がない。それが「第11回」という時間の長さ。これまでがこれからを決めるのではなく、これからがこれまでを決める。

ハンセン懇委員・奥羽教区 本間義敦さん

隔離政策に反対し続けてきた小笠原登先生（医師・大谷派僧侶）の映画を作りたい。大谷藤郎先生の葬儀の時、厚生官僚が「国賊小笠原登を支持し」と弔辞を読んだ。それが今の時代。私たちが変わらないといけない。そのためにも、小笠原先生のことをきちんと伝えないといけない。

元ハンセン懇委員・大阪教区 小松裕子さん

「生老病死」という四苦の中に、なぜ「生」が入っているのか。韋提希夫人の叫びが思い出される。なぜこの世に生まれたのかという悲痛な叫び。ここを炙り出さないといけない。また、親鸞聖人は今生きる私たちのために何を説かれたのか聞いていかないといけない。

富山教区同朋の会会長 松本弘行さん

懇親会



7歳のとき、父がハンセン病療養所に強制収容されました。それから生活は変わりました。近所から白い目でみられ、学校でも仲間外れにされ、いつも一人ぼっちでした。結婚した夫は「あんな病気の親からもらつてやつたのに」と言って暴力をふるうようになりました。私は「こんなに辛い目にあつるのは父のせいだ」と父を恨み、父に面会に行くたびに「あんたのせいで叩かれる」と辛くあたつてしましました。本当は父が悪いわけではないのに。亡くなつてから後悔するばかりでした。私たちハンセン病家族は、本当に苦労を重ねて生きてきました。裁判では勝訴し、安倍首相から直接、国としてのお詫びの言葉をもらいました。これからは、私たち家族が偏見や差別におびえることなく、安心して生きられるよう社会にして欲しいと願っています。

ハンセン病家族訴訟原告 原田信子さん

リレートーク

家族訴訟勝訴、他の国で想像もできないことを成し遂げ、骨身にしみるつらい人生の恨を解き放つことだと思えて本当に嬉しい。

ソロクト
韓国国立小鹿島病院 ハンセン病博物館
口述史会 姜善奉さん

多磨全生園（東京）を拠点とした「あおばの会」。会をつくって十数年。当時から会員数は3分の1に減ってしまったが頑張っていきたい。

東日本退所者の会「あおばの会」 石山春平さん

昭和30年代から後遺症の少ない、若くて元気な人たちが退所していった。それまでは患者作業、火葬まで自分たちで行った。その後、園内の作業は職員に切り替わった。しかし、偏見と差別が厳しく、職員は募集しても集まらなかった。今は、職員に助けられて療養生活を送っている。

邑久光明園入所者 吉田常念さん

今、栗生楽泉園（群馬）の入所者数は40数名。初めて来園した時は800名だった。もっともっと交流しておけば良かった。また、第3回の集会は草津で行われた。本山（京都）に来られないのなら出向いていくと開催した。本山以外で行われるのは草津が原点。それを思い出した。

ハンセン懇委員・東京教区 朝比奈高昭さん

全国交流集会に皆出席です！第1回開催の時、国賠訴訟に反対の声が多かった。しかし玉光順正先生が「反対すれば、大谷派は二度過ちを犯す」と言われた。家族訴訟勝訴を受け世の中は変わった。一人で見る夢は夢だが、皆で見る夢は現実。頑張りましょう！

多磨全生園入所者 森元美代治さん

ハンセン病家族訴訟原告の話を聞き涙がたくさん出てきた。一番共感するのは子どもを抱っこや手を繋いだりできず、子どもは冷たい親だと思ってしまうこと。それが悲しい。同じ人間として温かく大切にされることは回復者にとって一番必要なこと。

台湾・樂生院入所者 樂生保留自救会
許玉靈さん

ハンセン病問題をもっと若者に伝えたい。こういう時こそ日韓が民間交流をもつ。被害者の声は生きる歴史であり、直接その声を聞いていく。市民レベルでもっと平和の道をつくっていきたい。

平和市民連帯代表 在韓被ばく者支援
平和活動家 姜濟寂さん

浄土は、自分及び国家を相対化することのできる原理。国というものにどう対応するか。どう勝つか。国は、必ず間違う人間が作った最も暴力的な装置。日韓が大変な状況になり、不安と煽りと居直りの時代をどう生きるのか。真実、本当とは何か。

山陽教区光明寺前住職
玉光順正さん



富山宣言

1996年、真宗大谷派の「謝罪声明」に、「教え = ことば」が常に人間回復・解放の力と成り得るような生きた教えの構築と教化を宗門の課題として取り組んでいくことをここに誓う」とあります。「謝罪声明」の「ことば」と、今回の交流集会での「出会い」と「ことば」から、二度と同じ過ちを繰り返さないための歩みを進めていくことを宣言した「富山宣言」が採択されました。

「第11回真宗大谷派ハンセン病問題全国交流集会」は「富山から考えるハンセン病問題」のものとは別の苦しみ」というテーマのもとに約400名の参加者を得て、ここ富山県を会場に開催されました。

今回は、国のハンセン病隔離政策によってハンセン病回復者だけではなく、その家族にまで人生被害を及ぼした責任を認める画期的な判決が出された中の開催となりました。

6月28日の熊本地裁での勝訴判決、7月9日の国の控訴断念が発表され、12日には勝訴判決が確定しました。その後内閣総理大臣と厚生労働大臣、文部科学大臣が原告と面談し直接謝罪するという大きな動きがありました。

1996年のらい予防法廃止から23年、元患者らのらい予防法違憲国家賠償請求訴訟勝訴の判決から18年が経過し、そして今回の判決となりましたが、ハンセン病問題の解決が、未だ道半ばであることは明白な事実です。これまで10回開催された「全国交流集会」で提起されてきた課題に立ち帰つて、ここから何ができるのかを一人ひとりが考え、動きださなければなりません。そのためにも、長年にわたつて封印してきたハンセン病家族としての自己の体験に向き合い、それを言葉にし、陳述書の作成や法廷

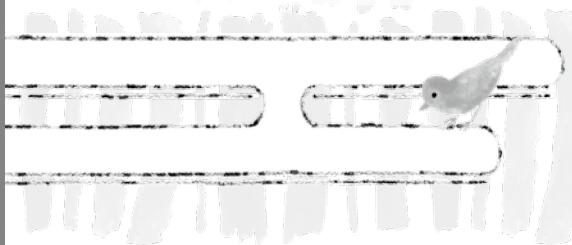
での原告本人尋問に臨まれた家族の方々の訴えを共有していくことが大切だと、今回の交流集会を通して知らされました。

ここ富山県での開催は、第7回の高山開催以来となる療養所のない地域での開催となりました。そのため、今回の交流集会を開催するにあたって、富山で行う意味を確認する必要がありました。地元に療養所があるか、ないかということを超えて、目の前の人一人の人に出あうということを大切にしてきた歴史がこの交流集会です。しかも、それは「寄り添う」、「共に」と言う前に、「謝罪する」ということから始まった動きです。このことは富山で生活しながら、目の前にある「イタイイタイ病」の事実が訴え続けてきた課題に向き合はずに通り過ぎて行つた私の姿を教えてくれました。そこにはどのような問題があり、その目の前の一人の人に出あつてきたのかが、今回の交流集会と事前研修会を通して、「イタイイタイ病」という公害病被害とその被害に対する回復への取り組みの歴史に触れることで、改めて課題となりました。

イタイイタイ病が公害病と認定され51年が経過しています。2019年3月末時点の公害健康被害補償法の現存被認定者数は4人（9月13日時点3人）（認定された者の総数200人）です。また富山県は将来イタイイタイ病に発展する可能性を否定でき



今回の交流集会のイメージキャラクターのライチョウ(雷鳥)。
富山教区第10組・浄光寺ご門徒のグラフィックデザイナー
野崎詩織さんにデザインいただきました。



ない者を要観察者として経過を観察することとしています。2019年3月末時点では要観察者は1人となっています。これは「患者救済」「汚染田復元」「公害防止協定に基づく発生源対策」が、半世紀以上を経過してもなお「終わった問題」、「区切りをつける問題」ではなく、引き続き関わり続ける課題となっていることを示しています。「通過点」という言葉に、亡くなつていかれたかけがえのない命に対して、もう二度と繰り返さないという姿勢を感じます。公害病被害県としての取り組みは行政と原因企業、そして被害団体との緊張感のある信頼関係の中、引き続き救済への道を歩んでいます。

一方、宗教者は、ハンセン病と同様に「業病」という言葉で、人生をあきらめさせ、人間としての尊厳を奪つてきた責任に対しでは未だ応えていないというばかりません。このことに応える歩みを始める立脚地を、ハンセン病問題とイタイイタイ病の現状から教えられました。私たちが世間の「当たり前」や「普通」に立つて、そうではない存在を「異質」としていく生き方。その生き方がハンセン病問題でいえば、ハンセン病の発病者の医療のためではなく、非発病者の「安全」のために、発病者の隔離を目的とした法律を生み出し、その後押しをしてしまったのです。他者を排除すること

で自身の安全を確保する生き方が、いかに多くの人の尊厳と人生を奪つてきたのかを知らされました。患者本人もその家族親族も、病そのものの苦しみだけでも想像を絶しますが、それとは別の苦しみをも与えてきたのです。回復者とその家族が関係を取り戻してゆくには何が必要なのか。ハンセン病家族でありますことを「隠す必要がない」地域社会をどのようにつくりていけるか、という課題に応え続けたいと思います。

1996年に真宗大谷派から出された「謝罪声明」の中には、「『教え』ことば」が常に人間回復・解放の力と成り得るような生きた教えの構築と教化を宗門の課題として取り組んでいくことをここに誓うものです。」とあります。それは宗祖親鸞聖人の教えのことばが、あきらめと隔離・分断を生むことではなく、人間を尊敬することによって自らを解放せんとする運動であり、それは目の前の一人の人と出あい続けていくことです。

この「謝罪声明」の「ことば」と今回の交流集会での「出会い」と「ことば」から、もう二度と同じ過ちを繰り返さないための私から始まる歩みを進めていくことを、ここに宣言します。

2019年9月14日

連載 ハンセン病家族訴訟

勝訴・バトンは市民へ ～思いよ届け！～②

ハンセン病家族訴訟弁護団 田村有規奈

待ちに待った
勝訴の瞬間！



2019年6月28日、熊本地方裁判所は、ハンセン病元患者の家族に対する国の責任を認める判決を言い渡しました。当日の朝は雨模様でしたが、午後2時の開廷を前に青空が広がりました。弁護団の最若手ということで旗出しの役目を担当していた私は、緊張と不安で息をするのも精一杯という状況でしたが、青く澄んだ空を見て、原告の思いはきっと裁判所に届いているはずだと心を落ちさせました。結果は「勝訴」。旗を持って門に走ると、迎えてくれたのは、むっとする暑さのなか、流れる汗も構わずに朗報を待ち望んでいた市民の方々のはじけるような笑顔でした。

判決では、国のハンセン病隔離政策により家族に対する偏見差別が作出・助長されたことを認め、国は偏見差別を除去する義務を負っていたのに放置したと認定しました。そして、厚生大臣や国会議員だけでなく、人権啓発活動を所管する法務大臣、教育を所管する文部科学大臣についても偏見差別除去義務違反を認めました。

この裁判を通して原告団・弁護団が繰り返し強調してきた、国は徹底した強制隔離政策によ

って強固な偏見・差別を作り上げたのであるから、その偏見・差別は国が総力をあげて除去する責任を負うのだという主張が認められたのです。「やっとスタート地点に立てた」一判決を聞いた原告の言葉です。

判決は、国の政策によって、「周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造」が築き上げられたと認定しました。一度つくられた社会構造を解消するのは簡単なことではありません。判決が確定してから早3か月が経ちますが、原告のほとんどは、今も匿名のまま、社会の中で息をひそめる変わらぬ毎日を過ごしています。

自分の肉親がハンセン病だったと安心して話すことができる社会へと変わっていくためにはどうしたらいいでしょうか。私たちに何ができるでしょうか。バトンは裁判所から市民の皆さんへと手渡されています。

どうぞ一緒に考えて、一緒に歩んでください。

*田村有規奈弁護士には前号に引き続きご執筆いただきました。ありがとうございました。(編)

真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会 ネットワークニュース



真宗大谷派ハンセン病問題に関する懇談会
ネットワークニュース『願いから動きへ』51号

発行日●2019年12月28日

発行人●草野龍子

発行●真宗大谷派解放運動推進本部

〒600-8164

京都市下京区上柳町199番地

真宗教化センター しんらん交流館

TEL: 075・371・9247

FAX: 075・371・9224

E-mail:

kaiho@higashihonganji.or.jp

「ハンセン懇」広報部会 本間義敦

交流集会の富山宣言には「出会い」と「ござ」から、もう一度と同じ過ちを繰り返さないための私一人からはじまる歩み」とある。この歩みが私たち一人ひとりに待たれていくのではないだろうか。

「ござ」から、もう一度と同じ過ちを繰り返さないための私一人からはじまる歩み」とある。この歩みが私たち一人ひとりに待たれていくのではないだろうか。

あとがき

第11回目になる交流集会では、イタイタイ病とハンセン病に関する差別・偏見について、黒坂愛衣先生はじめ、ハンセン病回復者やイタイタイ病被害者家族、ハンセン病家族訴訟原告など多くの声を聞かせていただいた。